

## Q312. 管理職にも残業代（割増賃金）を支払う必要がありますか。

管理職も労基法上の労働者ですから、原則として労基法 37 条の適用があり、週 40 時間、1 日 8 時間を超えて労働させた場合、法定休日に労働させた場合、深夜に労働させた場合は、時間外労働、休日労働、深夜労働に応じた残業代（割増賃金）を支払う必要があります。

管理職が労基法 41 条 2 号にいう「監督若しくは管理の地位にある者」（管理監督者）に該当する場合には、労働時間、休憩、時間外・休日割増賃金、休日、賃金台帳に関する規定は適用除外となる結果、労基法上、使用者が時間外・休日割増賃金の支払義務を免れることがあるにとどまります。

管理監督者であっても、深夜労働に関する規定は適用されますので、深夜割増賃金（労基法 37 条 3 項）を支払う必要があることに変わりはありません（ことぶき事件最高裁平成 21 年 12 月 18 日第二小法廷判決）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎